



発行
東京都

目次

告示

- 土砂災害警戒区域等の指定の解除……………
……………(建設局河川部指導調整課)…一
- 土砂災害警戒区域の指定……………(同)…二
- 下水を排除及び処理すべき区域等……………三

告示

●東京都告示第九百八十二号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に
関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項及
び第九条第八項の規定に基づき、平成二十八年東京都告示
第三百七十一号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂
災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除
する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京
都建設局河川部、東京都南多摩西部建設事務所及び八王子
市役所において縦覧に供する。

平成三十年七月三日

東京都知事 小池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
八王子市	堀之内	201037-K032	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
		201037-K033		
		201037-K043		
	越野堀之内	201037-K093		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
八王子市	堀之内	201037-K032	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
		201037-K033			
		201037-K043			
	越野堀之内	201037-K093			

●東京都告示第九百八十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩西部建設事務所及び八王子市役所において縦覧に供する。

平成三十年七月三日

東京都知事 小池百合子

別表

土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
八王子市	堀之内	201037-K032	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
		201037-K033		
		201037-K043		
	201037-K093			
	越野堀之内			

告示(下水)

●東京都下水道局告示第十五号

下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は、西部第二下水道事務所内において一般の縦覧に供する。

平成三十年七月三日

東京都下水道局長 小 山 哲 司

一 供用及び処理開始年月日 平成三十年七月十一日

二 下水を排除及び処理すべき区域 別表のとおり

三 排水施設の位置 別表に掲げる区域の地先

四 分流式又は合流式の別 合流式

五 終末処理場の位置及び名称 板橋区新河岸三丁目一番一号
新河岸水再生センター

別表

区名	町名	街区符号又は地番
練馬区	北町五丁目	全部告示区域
		十八番から二十番まで

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001